

菊川市一般廃棄物処理基本計画(後期計画)

【概要版】

第1章 計画の基本的事項

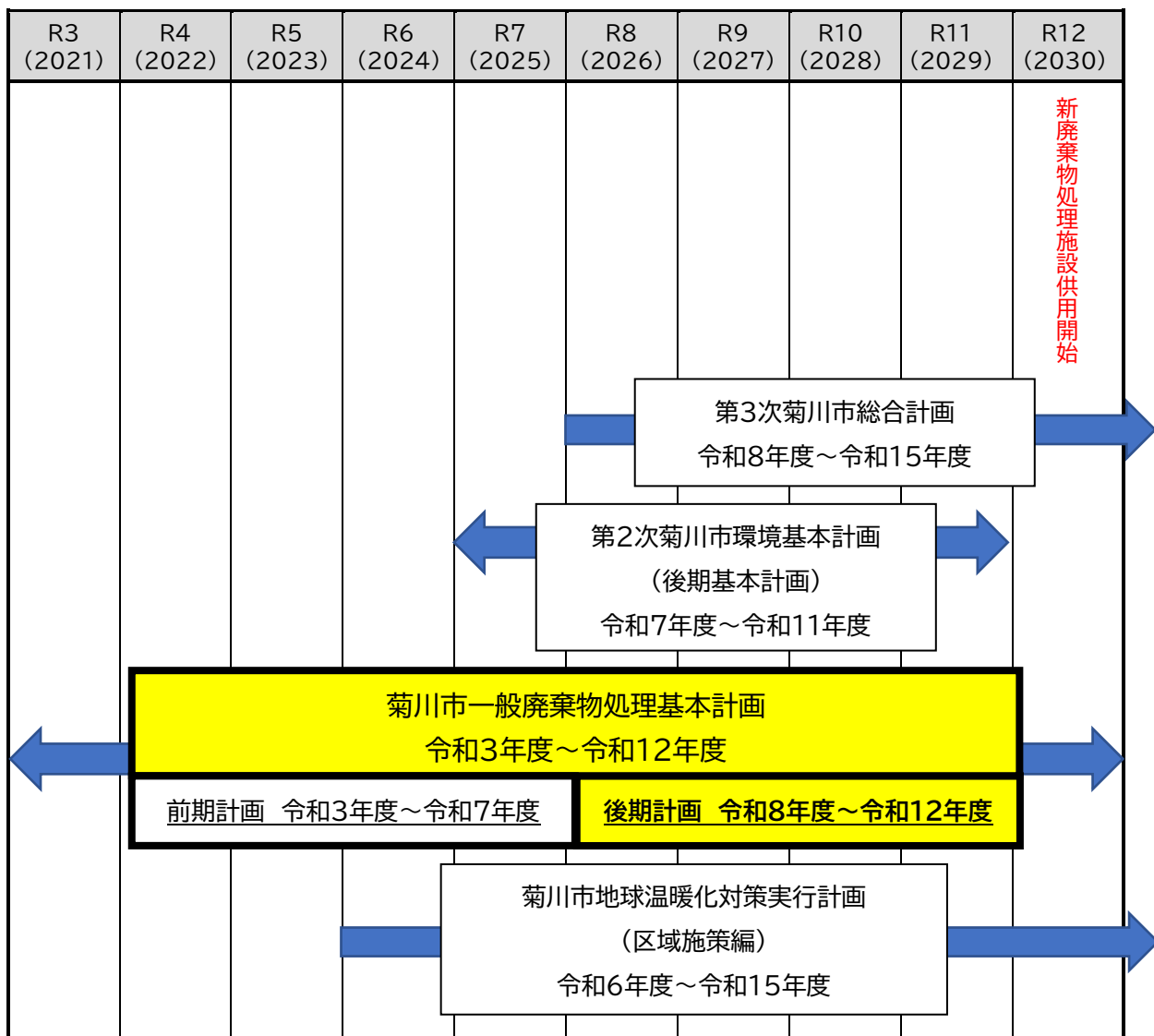
本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項で策定が定められております。計画期間初年度から5年が経過し、昨今の社会情勢や法改正等を反映し現況に即した計画とする必要があるため、見直しを行い、また、今回、新たに「食品ロス削減推進計画」と「プラスチック資源循環促進計画」を追加し、後期計画として策定します。

◆計画の範囲

本計画は本市全域から発生する一般廃棄物(ごみ・生活排水)を対象とします。
なお、生活排水にはし尿及び浄化槽汚泥も含むものとします。

◆計画期間

本計画は、令和3年度を初年度とした令和12年度までの10年間の計画です。今回策定の後期計画では、令和8年度から令和12年度の5年度間が計画対象期間となります。

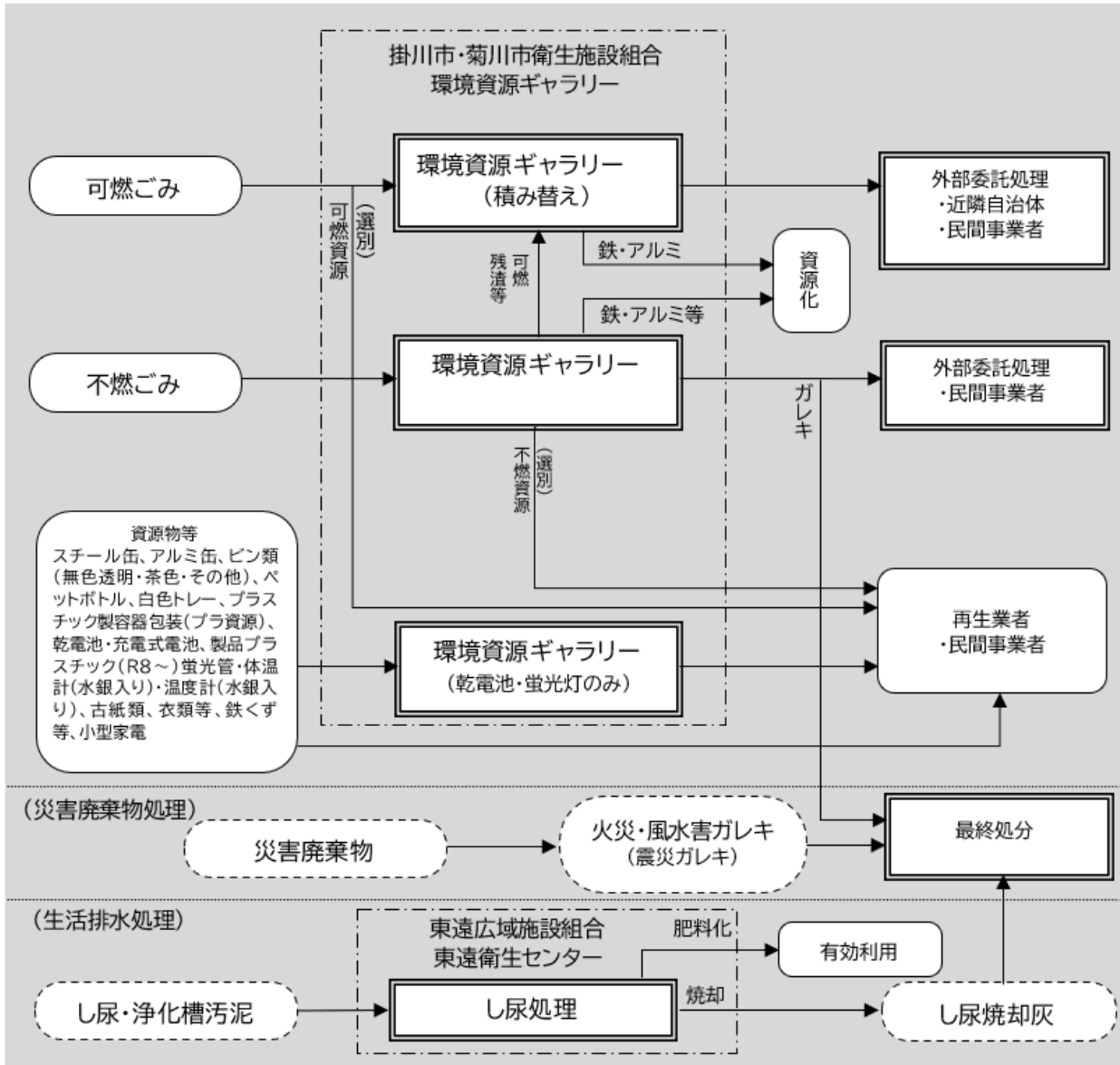


第2章 ごみ処理基本計画

◆一般廃棄物処理の流れ

本市の一般廃棄物処理の流れは、以下のとおりです。

(令和8年度～令和11年度)

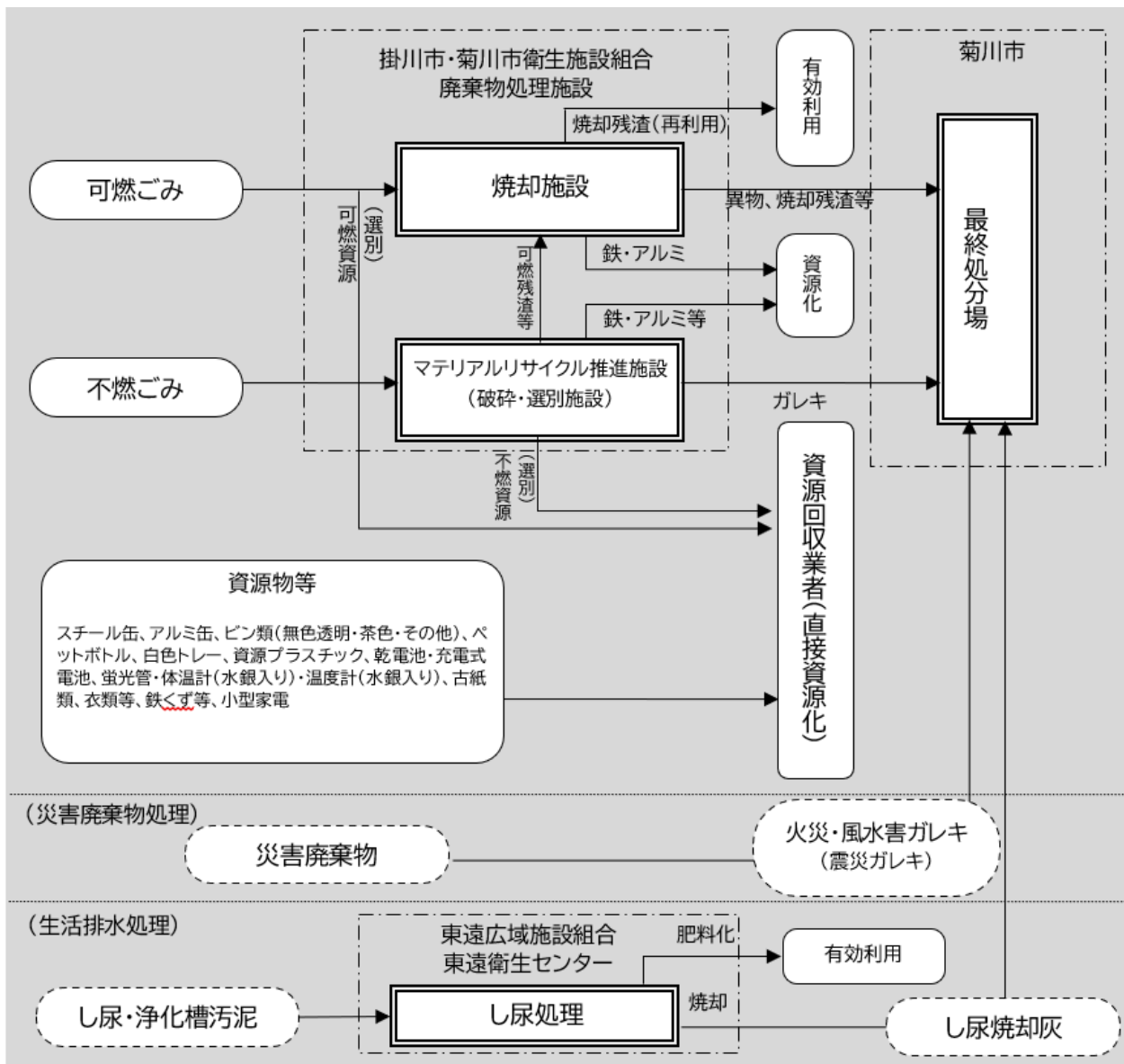


◆中間評価

前期計画では4つの目標を定め、それぞれの達成状況については以下のとおりです。なお、本市のごみの総排出量に対する1人一日あたり排出量は、全国平均比▲38%、静岡県平均比▲31%でありどちらと比較しても少ない数値で推移しています。

目 標	単 位	基 準	目 標 値	実 績 値	達 成 率 (%)	目 標 値
		(令和 元年度)	(令和6年度)			(令和 12年度)
① 1人一日あたり環境資源 ギャラリー搬入家庭ごみ	g/人・日	430	394	401	98.3%	359
② 事業系ごみ排出量	トン/年	2,172	2,065	2,095	98.6%	1,944
③ リサイクル率	%	22.1	27.2	19.2	70.3%	32.5
④ ごみの総排出量に対する 1人一日あたり排出量	g/人・日	656	625	615	101.6%	587

(令和12年度)



◆目標

目標は以下とします。

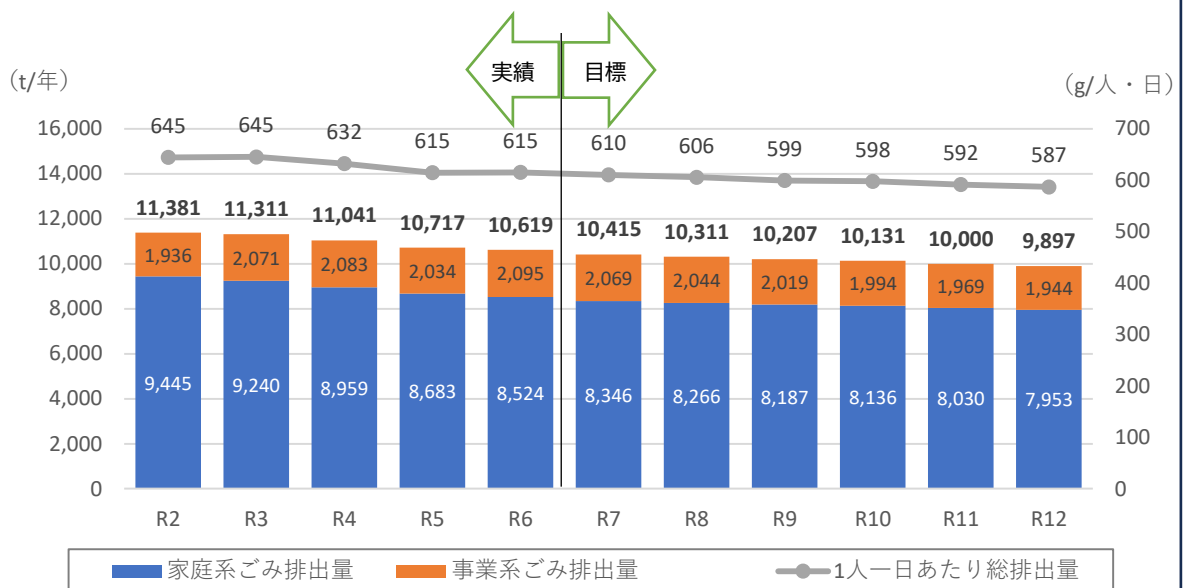
目 標	単 位	基 準 (令和元年度)	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
① 1人一日あたり環境資源 ギャラリー搬入家庭系ごみ	g/人・日	430	401	359
② 事業系ごみ排出量 (年間排出量)	トン/年	2,172	2,095	1,944
③ ごみの総排出量に対する 1人一日あたり排出量	g/人・日	656	615	587

◆基本方針

ごみ処理における基本方針は以下のとおりです。



参考:本市のごみ総排出量の実績と目標



◆取組の方向(重点取組施策)一部抜粋

目標を達成するため、以下の重点取組施策に取り組みます。

<基本方針①:4R 推進のまちづくりとサーキュラーエコノミーの推進>

ごみの減量化の推進	
(1)サーキュラーエコノミー※の総合的な推進	
※ 持続可能な形で資源を効率的・循環的に利用する経済のこと	
・ 保護者を同伴での未就学児を対象とした講座を開催する。	
・ 地域社会との共生を図るため、外国人向けの講座を開催する。	
・ 事業所へ直接訪問し、分別指導や家庭系ごみの混入防止対策について指導する。	
・ ごみ削減のために効果的な取り組みを行っている市内事業所の活動を SNS 等で紹介する。また、表彰制度の構築についても検討を行う。	
(2)リフューズ・リデュースの推進	
・ マイボトルを常に持ち歩くことを習慣づけるよう情報発信を行う。	
(3)リユースの推進	
・ 現在構築しているリユース品回収ボックスについて、市民に積極的に情報提供を行い、利用を促進する。	
・ まだ使用できるものを必要としている人へ繋ぐ新たな仕組みの構築を研究する。	
(4)リサイクルの推進	
・ 新たに資源化できる品目について、コストやスキームの検討を行う。	

<基本方針②:ごみの適正な処理>

ごみの適正処置の推進	
(1) 不法投棄パトロール・監視、啓発活動の推進	
・ 地域と連携し、不法投棄防止の啓発活動を行う。	
・ 不法投棄防止月間には、職員による不法投棄パトロールを強化し実施する。	
(2) 市内一斉清掃の推進	
・ 環境保全に関する情報の提供や啓発を行い、参加者の増加を図る。	
・ ごみ拾いイベント(ハロウィンやクリスマス等)を継続的に行い、活動を市内に広げる。	
(3) 最終処分場の適正管理	
・ 埋立量を減らすようごみ減量に努める。	
・ 水処理施設の修繕を適切に行い、水質の管理を行う。	

第3章 食品ロス削減推進計画 NEW!

本市内の食品ロス発生量は、1,192t(平成30年度)です。

⇒ 目標 950t(令和12年度)に削減します (平成30年度比で 242t 減(家庭系 223t+事業系 19t))

基本方針:発生抑制→リサイクル

第4章 プラスチック資源循環促進計画 NEW!

本市では、これまで回収していなかった製品プラスチックの回収を令和8年度より開始します。

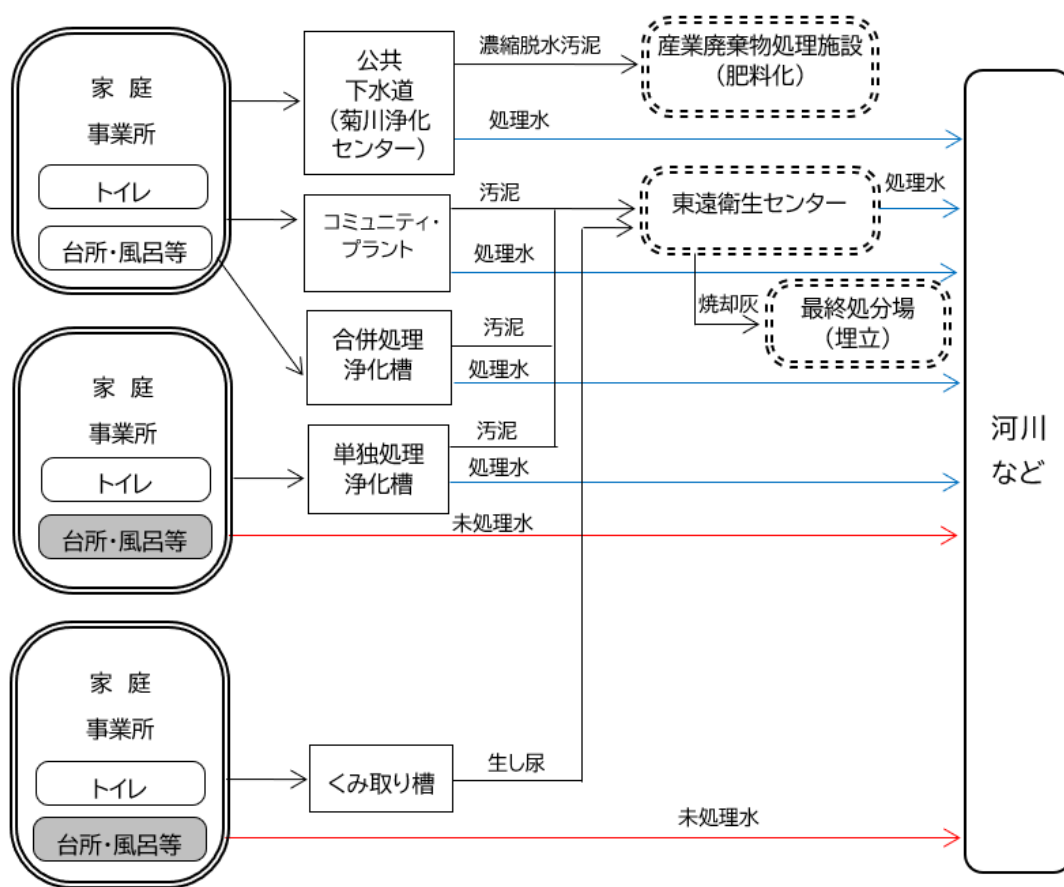
⇒ 目標 資源プラスチックの持続的循環

基本原則:4R+Renewable(再生可能資源への代替)

第5章 生活排水処理基本計画

◆生活排水処理の流れ

本市の生活排水処理の流れは以下のとおりです。



◆目標

目標は以下とします。

汚水処理 人口普及率	現状値 令和6年度	目標値 令和12年度
	78.2%	91.2%